

那覇市公告 第717号
令和6年2月26日

「那覇市高齢者外出支援サービス事業」委託契約に係る
制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定に基づき、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

(1) 事業名

那覇市高齢者外出支援サービス事業委託契約

(2) 事業概要

市で決定した那覇市在住の一般交通機関を利用することが困難な65歳以上の方に対し、移送用車両（車イス、ストレッチャー対応可能車両）を用いて安全に通院等が行えるように支援を行う事業

(3) 受託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 入札対象 消費税を含む、片道1件当たりの介助料 ※運賃については、認可運賃から利用者が負担する480円を差し引いた額を委託料として別に支払う。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

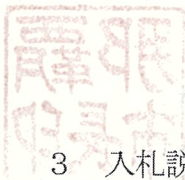
(2) 過去2年の間に本市その他の官公署と移送に関する契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行した、あるいは履行中であること。

(3) 法人市民税等を完納していること。

(4) 消費税を完納していること。

(5) 賃金不払い等社会的不正行為がないこと。

- (6) 業務執行において不正行為がないこと。
- (7) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (8) 営業に必要な許可又は認可を得ていること。(距離制運賃480円以上の運賃収受が可能なもの)
- (9) ストレッチャー対応型車両1台、車イス対応型車両5台を含む計6台以上の移送用車両を保有していること。
- (10) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当しないこと。



3 入札説明会

入札説明会は実施しない。

4 「那覇市高齢者外出支援サービス事業」受託者募集要領の配付及び申請書受付

(1) 配付期間

令和6年2月26日(月)から令和6年3月11日(月)

午前8時30分～午後5時15分(12～13時、土・日曜日は除く)

(2) 申請書提出期限

令和6年3月11日(月)午後5時15分(12～13時は除く)

(3) 配布・申請書提出場所 契約条項を示す場所

那覇市役所 本庁舎2階 ちゃーがんじゅう課 在宅福祉グループ

(4) 要領の内容

提出書類等の様式、事業概要、入札の注意事項等

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和6年3月21日(木)午後2時

(2) 場所 那覇市役所 本庁舎 12階 会議室1201A

6 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第3号の規定に基づき免除。

7 その他

- (1) 郵送による入札は認めない。
- (2) 入札に参加する資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、入札結果の発表から契約締結日までの間に入札に参加する資格を失った場合も、本入札は無効とする。
- (3) 本入札は令和6年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備行為であるため、本契約に係る予算が成立しなかった場合は、本入札による契約は解除するものとする。また、本入札における落札の効果は、令和6年4月1日の令和6年度当初予算発行時に効力を生じるものとする。

8 問い合わせ先

那覇市 福祉部 ちゃーがんじゅう課 在宅福祉グループ

電話 098-862-9010 (直通)